



第81号

党産共
支部支
八島
2-4705

ロシアは直ちに侵略やめよ 怒りをこめて断固糾弾する

2月24日、ロシアがウクライナに侵攻してから、40日ほどになります。

この侵略行為は、国連憲章に反する戦後国際社会の平和秩序を破壊する行為で、ロシア国内を初め、世界中から糾弾の声が広がっています。

一方、自民党や日本維新の会は、この事態を利用して、日本国憲法9条を攻撃し、アメリカとの核シェア（共有）・核軍拡論を主張しています。

「武力には武力」という立場は、プーチン大統領と同じ立場であり、真の解決策にはならず、話し合いと外交で解決することを基本とすべきです。

ロシア軍の無法な行為

ロシア軍は、ミサイルなどを使って、原発を攻撃するとともに、無差別的に一般住宅、医療施設、学校などを攻撃しており、

さらに、プーチン大統領は、「攻撃されれば、核兵器でこたえる」などと、核兵器の先制使用で世界を脅しています。また、生物兵器や化学兵器などの使用にもおわせています。これらは、全て国際法で使用を禁止されているものです。

国際世論の力で戦争中止を

この事態への対応策としては、まず、国際社会が一致して効果的な制裁を行うことです。

また、「ロシアは侵略をやめよ」、「国連憲章を守れ」という一点で力を合わせ、世界中の人々が声を挙げることです。今、世界中でウクライナ国民に連帯

社会主義とは無縁で、プーチンは共産党員ではありません。

ソ連は社会主義国家を名乗り、共産党の一党独裁でした。国内では強圧的な政治が、対外的には覇権主義的な侵略行為などが行われました。これらは、社会主義や共産主義とは、全く無縁

ロシアは共産党の国家ではなく、日本共産党とは無縁

上院（連邦院。選挙定員170）と下院（選挙で選出定員450）があります。下院の政党は6つありますが、プーチンを支持する統一ロシアが238議席、ロシア共産党は野党で92議席です。

ロシアは、ソ連の崩壊によってできた国家であり、共産主義・

のものです。

※覇権主義とは、特定の国家などが自国の影響力拡大のために、軍事的・経済的・政治的な強大な力によって他国に介入し、主権を侵害・支配すること。アメリカの1955年のベトナム戦争、2003年

し、侵略戦争反対のデモが大規模に行われています。国連総会緊急特別会合も、ロシア非難決議をこれまでにない141カ国の賛成で議決しました。八丈町議会、また、日本の多くの自治体などでも反対決議があがっています。

ロシアは侵略やめろの声を

参議院議員・田村智子

参議院議員・山添 拓



抑止力強化を求める声が一部にでています。

危険な主張、「軍事には軍事」、「9条攻撃・核武装」

日本国内では、プーチン大統領の「核の威し」を口実に、核のイラク戦争。ソ連の1968年のチェコスロバキア侵略、1979年のアフガニスタン侵略など。

日本共産党は、前述のソ連の侵略行為を徹底的に批判し、ソ連が行った日本共産党への干渉攻撃にも毅然と対応、ソ連に誤りを認めさせてきました。

現在、日本共産党は、ロシアのウクライナ侵

略を厳しく批判するとともに、日ロ領土問題について、「日本の歴史的領土である千島列島と歯舞群島、色丹島の返還を目指す（日本共産党綱領）」という原則的で道理のある立場で厳しく臨んでいます。

日本共産党も、「核共有」を含む核武装の動きを厳しく批判し、井上哲士議員は参院予算委員会で質問し、岸田首相は「（核共有）は認められない」と答弁しました。（裏面へ続く）

国連憲章、日本国憲法の精神で

日本共産党は、戦前から「反戦平和」を命がけて主張してきた政党として、平和を守り、平和をつくるために全力で頑張ります。

日本国憲法は、1947年5月3日に公布され、国連憲章はその2年後に発効しています（下記参照）。

プーチン大統領のウクライナ侵略は、国連憲章の精神に真っ向から反する野蛮な行爲です。

安倍元首相たちは、プーチン大統領と同じ立場で軍事力に固執し、「敵基地攻撃能力」「核兵器の共有」など、非常に危険な議論を進めようとしているのです。



日本国憲法 (1947年5月3日公布)

【前文】

われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する（一部抜粋）

第2章 戦争の放棄

第9条 【戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国連憲章 (1945年6月26日発効)

第2条 (原則)

3. すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。

4. すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇（力を示し脅すこと）または武力の行使を、いかなる国の領土保全、または、政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

防衛省、「反戦デモ」や「報道」を敵視

防衛省陸上幕僚部が2020年2月に同省記者クラブを対象に実施した勉強会での配布資料は、安保法制の発動対象である「グレイゾーン事態に「反戦デモ」や「報道」も例示されていることを明らかにしています。

安保法制発動の対象として挙げたもので、資料には、「グレイゾーンの事態」について、「武力攻撃に至らない様々な手段により、自らの主張を受け入れられるように相手に強要」と説明し、その具体例として、①テロ

②サイバー攻撃③不法行動④特殊部隊による破壊行動と並んで、⑤報道⑥反戦デモを列挙しています。

このうち、「反戦デモ」については、日本共産党の穀田恵二議員の「不適切」との指摘を受け、「暴徒化したデモ」と修正しましたが、「報道」については修正していません。自分たちにとって都合の悪い「報道」を問題視する姿勢を示しています。

プーチン政権と同じ考え

ロシアのプーチン政権は、「反戦デモ」や「報道」への徹底的な弾圧を行い、ロシアの専制的支配を強めるとともに、ウクライナへの侵略を進めてきました。

自公政権が推し進める、安全保障政策の中で、自衛隊の任務としてこのような内容が公然と提起されるということは驚きであり、到底許されるものではありません。

報道は、国民がフェイク（騙し）ニュースに惑わされず、事実を知る重要な手段です。戦前の報道統制に道を開きかねないような事態に、メディア自身が反対の声を挙げるべきです。

デモそのものは、その内容が反戦であったとしても、正当に認められた国民の権利であり、その権利を抑圧することにつながるものです。

まさに、戦前と同じように、国民を弾圧する自衛隊（軍隊）への道を開くもので断じて容認できません。

安保法制は、安倍政権時代に多くの国民の反対を押し切って強行されたものでした。米軍への後方支援や集団的自衛権の行使による海外での武力行使など、海外での米軍のあらゆる戦争に参加できる枠組みでもあります。

しかし、今回の事態は、安保法制が海外で自衛隊が活動するということだけでなく、国内における国民に対する規制や抑圧と一体となっていることを明らかにしているのです。